

南九州市再生可能エネルギー発電設備の 設置に関するガイドライン

平成 30 年 11 月 15 日

鹿児島県南九州市

目次

1	ガイドライン策定の経緯と目的	p. 1
2	定義	p. 1
3	対象となる発電設備	p. 2
4	発電設備の設置に協議を必要とする区域	p. 2
5	発電設備の設置における配慮事項	p. 2
6	事前確認書及び事前協議書の届出	p. 3
7	事業計画の届出	p. 3
8	事業の周知等	p. 3
9	工事着手の届出	p. 5
10	事業計画の変更届出	p. 5
11	事業の取りやめの届出	p. 5
12	設置完了の届出	p. 5
13	事業者変更の届出	p. 5
14	発電設備の廃止の届出	p. 5
15	関連法令等の事前確認	p. 6
16	発電設備の適切な管理	p. 6
17	市の施策への協力	p. 7
18	ガイドラインの見直し	p. 7
19	適用	p. 8
	別表 1	p. 9
	別表 2	p. 10
	別表 3	p. 11
	別図	p. 12

南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

1 ガイドライン策定の経緯と目的

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。

しかしながら、太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、発電出力が1,000キロワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電設備等においては、地球の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになってきている。

このような中、南九州市においても、同様のケースが顕著となっているため、自然環境や生活環境等に配慮するとともに、環境保全を図るため、本ガイドラインを策定することとした。

このガイドラインは、南九州市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境が構築されるよう適切な管理を促すとともに、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドラインを遵守し、なおかつ、設置に関する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としている。

2 定義

このガイドライン中で使用する用語の意義は次にあげるものとする。

- (1) 事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により、発電事業を行う者をいう。
- (2) 発電設備：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (3) 発電事業：発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (4) 発電出力：発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (5) 近隣関係者等：設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者も含む）、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む）又は、隣接（空き家、農地、山林等を含む）する土地所有者及び耕作者等をいう。

3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光，風力，水力，地熱及びバイオマスを活用した発電設備における新設，増設，大規模な改修等を対象とする。ただし，太陽光発電設備については，住宅地内及び住宅（空き家も含む）に隣接するすべての計画地又は，計画面積（パネル面積ではなく地籍面積）が 1,000 ㎡以上のものを対象とする。なお，平成 30 年 11 月 15 日現在で発電設備の設置の接続が完了していない箇所を対象とする。

4 発電設備の設置に協議を必要とする区域

南九州市全域を対象とする。別表 1 を参照の上，計画地を選定する場合等には，事前に県又は市の担当部署と確認及び協議を行うこと。

なお，別図を参照の上，「再生可能エネルギー発電設備の設置における重要伝統的建造物群保存地区周辺の景観保護区域図」内の風力発電設備等の設置においては，特に事前確認及び協議を行うこととする。

5 発電設備の設置における配慮事項

事業者は，災害の防止，良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から，次のような配慮をすること。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

- ア 急傾斜地及びその周辺への設置は，災害防止の観点から極力避けること
- イ 土地の形質の変更は最小限に留めること。
- ウ 敷地排水処理については，周辺に被害を与えないように対策をとること。
- エ 土砂の流出を防止する対策をとること。
- オ 立木を伐採する場合は，自然保護に配慮し必要最小限に留めること。

(2) 良好な景観の保全

- ア 主要な眺望景観を阻害することがないように，発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。
- イ 河川，湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう，発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。

(3) 生活環境の保全

- ア 住宅地に近隣する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等を配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽^{しゃへい}するなど対策をとること。
- イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることをしないよう敷地境界から後退させるなどして視距確保及びパネルからの反射対策をとること。

6 事前確認書及び事前協議書の届出

事業者等は、事業計画地の候補地を選定、決定したときは、参考様式において事前確認書を市長へ提出すること。また、事業者は次の事項に該当したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書（様式1号）に別表2に掲げる資料のうち、計画概要の分かる資料を添えて市長に提出すること。

- (1) 事業計画区域がおおよそ決定したとき
- (2) 地元への説明会を開催する前
- (3) 経済産業省に事業認可申請をする前又は、認可済で事業着手する場合

7 事業計画の届出

事業者は、工事に着手する日の90日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第2号）に別表2に掲げる資料を添えて市長に提出すること。ただし、計画書の届出においては、事業認可申請毎の届出とする。

8 事業の周知等

事業計画の周知方法、周知内容及び、事業者が周知する範囲等については、市及び自治会等に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をすること。

周知に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成を図ること。

- (1) お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を、事業及び工

事に着手する前から工事が完了する日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかになった時点において市と事前協議を行った後に、発電設備設置の施行内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(3) 戸別での周知

登記名義人が死亡している場合には、相続人代表者及び管理人等へ周知を行うこと。なお、県外の所有者には、資料を郵送し電話での確認等を行うこと。

所有者等が不明な場合にも、近隣関係者に聞き取りを行い、それでも不明な場合等は自治会等へ相談し周知することについて尽力すること。

(4) 周知実施報告書の提出

事業者は説明会等を開催したときは、周知実施報告書（様式第3号）及び周知が図られたことが分かる次の書類（参考様式）を添付して市長に提出すること。

（ア）周知報告者名簿一覧表

（イ）地域代表者・自治会長等への周知報告書（代表者等の押印あり）

（ウ）説明会議事録（説明会を開催したときに提出）

（エ）維持管理等計画書

（オ）連絡体制図

(5) 周知内容

（ア）計画内容（敷地内の施工方法、パネル設置（方向、反射範囲）等、防護柵設置、標識版設置、排水計画、騒音対策、パワーコンディショナの位置等）

（イ）施工時の防災計画（土砂流出防止対策、搬入路経路計画、粉塵対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等）

（ウ）維持管理計画（点検回数、除草回数、除草剤使用等、排水施設の土砂除去対応等）

（エ）災害時の対応（異常気象時の前後の対応、地元からの要請等があった場合の対応方法）

(6) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、真摯^{しんし}に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。

また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応すること。

9 工事着手の届出

事業者は、工事に着手する 7 日前までに、工事着手届出書（様式第 4 号）を市長に提出すること。

10 事業計画の変更届出

事業者は上記 7 により提出した計画書（様式第 2 号）の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書（様式第 5 号）に別表 2 に掲げる資料（変更があった部分に限る）を添えて市長に提出すること。

11 事業の取りやめの届出

上記 7 により計画書（様式第 2 号）の届出をした事業者が、事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書（様式第 6 号）を市長に提出すること。

12 設置完了の届出

事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届書（様式第 7 号）を市長に提出すること。また、2017 年 3 月 31 日以前に旧認定を受けた発電設備についても届出の対象とする。

13 事業者変更の届出

発電事業の事業者が変更（社名変更も含む）となる場合（事業の承継、事業用地の分譲も含む）は、速やかに再生可能エネルギー発電事業の事業者の変更届出書（様式第 8 号）を市長に提出すること。譲渡契約日以降については、新事業者が事業者変更届出を行うものとする。また、2017 年 3 月 31 日以前に旧認定を受けた発電設備についても届出の対象とする。

14 発電設備の廃止の届出

事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書（様式第9号）を市長に提出すること。また、2017年3月31日以前に旧認定を受けた発電設備についても届出の対象とする。

15 関連法令等の事前確認

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めること。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び窓口一覧については別表1を参考とすること。

16 発電設備の適切な管理

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うこと。ただし、2017年3月31日以前に旧認定を受けた発電設備についても設置等の対象とする。

(1) 標識の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡をとることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先については、保守点検、維持管理の方針及び実施について判断する権限を有する者を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、柵、塀等及び立入禁止の表示を設置するなどの安全対策をとること。

使用材料は、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを使用し、高さは1.5m以上とする。なお、子供が容易に立ち入りできないような隙間のない構造とすること。また、木柵に有刺鉄線を配置したものや、鳥獣進入防護柵等の設置はしてはならない。

(3) 発電設備敷地内の除草及び清掃

農地や水源の地域にある発電設備の敷地等においては、可能な限り農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行うこと。また、除草剤等の散布を行う場合には、事前に近隣関係者等に対して、散布日時、使用農薬の種類、農薬使用者の連絡先を徹

底して周知し，承諾を得てから実施すること。

農薬散布区域の近隣に住宅，学校及び通学路がある場合には，万が一にも農薬の飛散により子供等が農薬をあびることのないように散布の時間帯に最大限配慮すること。

農地周辺では，作物の収穫等に影響がないように，無風又は風が弱いときに行うなど，近隣に影響がない少ない天候の良い日や時間帯を選び，農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルの使用に努めるとともに，風向き，ノズルの向き等に注意して行うこと。

さらに，立て看板等の表示により，散布時や散布直後に，農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないように処置すること。

排水施設等への土砂堆積があった場合には，除去等行うこと。

(4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害，その他の事由により発電設備が破損した場合，事業者は被害を最小限に留める措置を講じ，速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 発電設備を廃止又は撤去した場合の対応

発電設備を廃止した場合は，その跡地について，そのまま放置せず，速やかに原状復帰に努めるなど，適切な措置をとることとし，発電設備を撤去する場合は，関連法令に基づいて，適切な処理を行うこと。

(6) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故，機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう，緊急時の連絡先を示した連絡体制図を提出すること。

17 市の施策への協力

(1) 事業者は，環境学習関連の見学等に積極的に協力するとともに，地域貢献に努めること。

(2) 事業者は，市が求める場合には，設置した発電設備の発電量等の数値について報告するように努めること。

18 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは，今後の社会情勢の変更等により見直すことがある。

19 適用

本ガイドラインは，平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

本ガイドラインは，平成 30 年 11 月 15 日から適用する。

問い合わせ先
市民生活課 環境保全係
TEL : 0993-56-1111
(内線) 4134